

あなたはスポーツにどんな関心をもっていますか？あなたとスポーツをつなぐスポーツ・ネットワークです。 2010.8.20

日本スポーツ学会（スポーツ・ネットワーク）



NEWS LETTER

No. 70



〒359-1192 埼玉県所沢市三ヶ島 2-579-15

早稲田大学スポーツ科学学術院 太田章研究室気付

Home Page : <http://www11.big.or.jp/~spstaff/index.html> TEL : 04-2947-6748

会費振込用口座：口座番号 00120-6-670179 口座名称 日本スポーツ学会（スポーツ・ネットワーク）

報 告 第72回 7月のスポーツを語り合う会 『国民のスポーツ権とスポーツ文化』 — その現在と、未来を考える —

日時 平成22年7月27日(火)

午後6時30分～午後8時 会場 早稲田大学(戸山キャンパス)
競技スポーツセンター2階会議室

講師 永井憲一 (ながい・けんいち)氏

日本スポーツ学会代表理事

群馬県出身 法政大学名誉教授

法学博士(早稲田大学)

早稲田大学法学部 大学院法学研究科修了
著名な法学者・憲法学者であり、国や地方公共団体の、各種諮問委員会の委員を多数歴任。
また首都圏を中心に、全国・国公立・私大など約30の大学で、主に憲法・法学関係の講座を持つ。

教壇に立つ事50年を超え、大学の壁を越えて
多数の学生を指導してきた。

各大学の運動部顧問をはじめ、東都大学野球連盟
理事・関東大学バレーボール顧問・ゴルフ協会理事等、
スポーツにも深く関わっている。

子どもの権利条約や人権問題・情報公開に精通。

元・日本学術會議会員

平成22年 叙勲 瑞宝中綬章 受章



永井憲一氏

酷暑の中7月27日（火）例会会場の早稲田大学競技スポーツセンター（旧体育局）では、事務局が準備に追われていました。通常の例会では、通用門から会場まで要所に張り出す→（矢印）や屋外への大型ポスター表示・会場での横断幕表示に当日配布する印刷物・参加者記名簿に筆記用具。ワイヤレスマイクに、机の配列・ペットボトルお茶など意外といいへんですが、今回も早く来た会員の方の協力で助かりました。ありがとうございます。

さて、定刻の18時30分第72回「7月のスポーツを語り合う会」の開始です。今回は代表理事の永井憲一氏による初の講演。最初に学会を代表して長田渚左代表理事からご挨拶と、先生のご紹介を



酷暑の中ですが、多くの参加がありました。

法設立以来の持論である（仮称）スポーツ省設置の提案をされます。そのことに共感した読売新聞／田中正人氏が記事にすると、大きな反響がありこの記事に共感する同士が集まりました。月1～2回の集まりから、3～4年の準備期間を経て、1998年日本スポーツ学会は産声を上げました。

永井、長田、池井、岡崎の各氏に、森川、山口、菊池氏が加わり、これらの核になる方々を中心に、爆発的に会員が増え、今の基礎が一気に固まったそうです。

（いきなり100名以上の会員が集まる）

これからも、発足時の精神を忘れずに日本スポーツ学会は、発信し続けたいと思います。



学校事故の比較的多い柔道の分野。専門家の山口 香氏からもコメントをいただきました。



いきなり「立ったまま講演をします」と話されて、参加者達を驚かしました。

戴き、語り合う会が始まりました。

最初に先生から「立ったまま講演をさせて下さい。慣っていますから…」と、驚きのお断りが入ります。さすが永年の教壇経験を誇ります。全国の名だたる30近くの大学で、講座を持たれていた永井先生。

教壇に立つと、決して年齢を感じさせませんね。

まず、本学会の設立についてお話を戴きました。今から20年近く前、日本のスポーツ文化ならびに、学校事故についてスポーツ法学会、特に弁護士の方々と議論を重ねていきましたが、ほとんど法曹界で占められたため、先生は別の角度から、行政とのネットワークや、1961年スポーツ振興



永井先生の講演を熱心に聴き入る、会員の方々。

続いてレジメに沿って講演が続きます。

・国民のスポーツ権

・日本のスポーツ文化について

永井先生によると、スポーツは金持ち（支配階層）の遊びを起源として、そのスポーツを庶民レベルの権利を認めさせると言う、重要な権利の行使であり国際的には1968年「スポーツの権利宣言」でスポーツは万人の権利であることが、初めて法制化されたと聞き驚きました。すでに近代五輪も確立していましたが、根底には一部の人のスポーツ・国威発揚のスポーツ・軍部のスポーツだったのでしょうか。

日頃、何気なくスポーツを行える自由は、ホンの50年前まで確立していなかったのですね。これ以降、特に欧州が中心となって、人格形成に重要なものとして、教育大臣とは別にスポーツ省・大臣などの設置が続きます。

憲法学者の永井先生が、スポーツ法に関する切っ掛けとなるのは、埼玉県での学校事故に、法学の専門家として参加してから。当時、一人3千円の保険料（共済掛け金）を支払い相互扶助するしくみが発足し始めていたが、日本の司法に「過失主義」（加害者に過失があれば共済支払いの対象にならない）これに対して、先生が「教育での事故は無過失責任」（原則すべての事故を対象とする）を唱え、関わった埼玉県大宮市の取り組みが、全国に波及していくことになりました。



会員の岡田氏や小川氏から、スポーツ振興に関して、様々な質問が飛び交います。

日本も1961年スポーツ振興法は、それまで遊戲（ゆうぎ）だったスポーツに、行政の後押しを認めて箱もの（スポーツ施設など）の設置を進めてきました。しかし、真のスポーツ立国の基礎となるスポーツ基本法などの制定は、近年の自民党政権下、政争などの影響で継続審議や廃案になり実現していません。小泉一安部一福田一麻生の各内閣の交代時期と重なる不運もありましたが、まずは民主党政権下での、いち早い成立を願うものです。



永井先生の講演ならばと、駆け付けて来られたオリンピック応援団長の山田直穂氏（会員）



永年、スポーツ行政に携わり、学校事故を扱うスポーツ振興センターにも関係された、笠原一也氏

自治体ごとの相互扶助するしくみは、旧学校安全会・旧学校健康センターなどと名称は変わりましたが現在の（独）日本スポーツ振興センターへ受継がれ学校管理下の事故は、すべて対象となっています。

最近、少しづつ子供の医療費を無償にする自治体が出てきていますが、医療費と補償は違います。医療費のほか補償金のシステムは、先人の努力です。学校事故での、速やかな対応の礎を築かれたのが永井先生であったと聞いて、まさに驚きと尊敬の念を持ちました。

スポーツ文化とは、選手育成に・やりやすい環境・指導者・地域（地方自治体）・・・まさに地域に根差した文化活動のように、スポーツを楽しむ人が幅広くなっていく。日本スポーツ学会の理念はそこにあると語られました。



憲法学者として永年の功績から、叙勲をお受けになりましたと、ご紹介がありました。

熱のこもる永井先生の講演は、参加者から万雷の拍手を持って締めくくりました。永井先生、本当にありがとうございました。

会場には、オリンピック応援団長として有名な山田直穂氏も駆けつけていただき、先生の講演を熱心に聴講されて居られました。

（参加者37名）